

発議案第 29 号

子宮頸がん予防ワクチンなど 3 種ワクチン助成の継続と、国の定期接種
制度の早期確立を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

平成 23 年 12 月 14 日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子 ⑩
	同	中 村 健 敏 ⑩

提案理由

地元自治体に負担をかけることのないよう国の財政支援を明確にした上で、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種制度の確立を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

子宮頸がん予防ワクチンなど3種ワクチン助成の継続と、国の定期接種制度の早期確立を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンなど3種のワクチン接種への補助事業は、2010年度補正予算成立の11月26日から2011年度末までの時限措置として実施され、これをもって終了となる予定である。

しかし、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンは一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、当初、供給不足が発生するなどの問題もあって、対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。こうしたことから、同事業の継続と国の制度化を求める動きが広がっている。

そもそもワクチン接種は、このような短期の臨時事業で終わられるものではない。継続して公費負担で実施することこそが、国民の健康維持増進に力を発揮するものである。

厚生労働省でも、2012年度の概算要求で「予算編成過程で検討する」としており、同省予防接種部会では、定期接種化と予防接種体制の改善を求め、法改正も提言している。

医療現場においても、子宮頸がん予防ワクチン接種が既に2011年度内には公費で3回接種できない段階に入っていることから、次年度以降の公費負担の取り扱いについて、早急な判断を求める声が上がっている。

よって、国においては、地元自治体に負担をかけることのないよう、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立するよう強く求めるものである。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を継続すること。
2. 安心して受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様